

第 1 号議案

平成 3 0 年 度

亀岡市一般会計補正予算（第 1 号）

平成30年度亀岡市一般会計補正予算（第1号）

平成30年度亀岡市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

119,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,060,400千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

平成30年6月4日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		千円 4,509,606	千円 25,592	千円 4,535,198
	2 国庫補助金	679,733	25,592	705,325
16 府支出金		2,781,836	11,438	2,793,274
	2 府補助金	1,081,962	11,438	1,093,400
20 繰越金		1,000	29,970	30,970
	1 繰越金	1,000	29,970	30,970
21 諸収入		274,025	12,000	286,025
	6 雑入	225,844	12,000	237,844
22 市債		2,240,600	40,400	2,281,000
	1 市債	2,240,600	40,400	2,281,000
歳入合計		30,941,000	119,400	31,060,400

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 3, 6 9 4, 8 4 6	千円 2 5, 4 2 5	千円 3, 7 2 0, 2 7 1
	1 総務管理費	2, 7 9 4, 2 7 6	1 9, 4 2 5	2, 8 1 3, 7 0 1
	7 環境交通対策費	3 1 8, 5 0 8	6, 0 0 0	3 2 4, 5 0 8
3 民生費		1 2, 5 1 4, 0 5 9	2, 9 8 0	1 2, 5 1 7, 0 3 9
	1 社会福祉費	6, 2 5 3, 2 6 7	2 7 8	6, 2 5 3, 5 4 5
	2 児童福祉費	4, 8 8 0, 6 2 1	2, 7 0 2	4, 8 8 3, 3 2 3
4 衛生費		2, 5 9 5, 8 5 2	1 0, 6 4 8	2, 6 0 6, 5 0 0
	1 保健衛生費	1, 3 9 0, 7 3 6	1 0, 6 4 8	1, 4 0 1, 3 8 4
7 商工費		3 4 7, 5 4 5	3, 3 0 0	3 5 0, 8 4 5
	1 商工費	3 4 7, 5 4 5	3, 3 0 0	3 5 0, 8 4 5
8 土木費		2, 6 5 9, 1 3 9	6 6, 9 2 3	2, 7 2 6, 0 6 2
	2 道路橋梁費	6 3 0, 9 3 1	4 8, 2 7 8	6 7 9, 2 0 9
	4 都市計画費	1, 7 3 8, 2 0 9	1 7, 1 4 5	1, 7 5 5, 3 5 4
	5 住宅費	2 2 2, 1 3 6	1, 5 0 0	2 2 3, 6 3 6
9 消防費		1, 1 6 7, 3 8 7	2, 0 0 0	1, 1 6 9, 3 8 7
	1 消防費	1, 1 6 7, 3 8 7	2, 0 0 0	1, 1 6 9, 3 8 7
10 教育費		2, 3 5 5, 8 8 3	8, 1 2 4	2, 3 6 4, 0 0 7
	2 小学校費	7 0 6, 1 4 6	3, 3 9 2	7 0 9, 5 3 8
	3 中学校費	2 7 3, 9 5 1	2, 2 3 2	2 7 6, 1 8 3
	5 社会教育費	7 4 8, 7 5 6	2, 5 0 0	7 5 1, 2 5 6
歳 出 合 計		3 0, 9 4 1, 0 0 0	1 1 9, 4 0 0	3 1, 0 6 0, 4 0 0

第2表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
資 源 化 推 進 業 務 委 託 経 費	平成 30 年度から 平成 31 年度まで	千円 20,000

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁整備事業	千円 212,700 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。	千円 237,600 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起こすことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えることができる。
都市計画事業	349,900 "	"	"	"	365,400 "	"	"	"
計	2,240,600				2,281,000			